

市民と市長の

対話集会

- 福祉 -

2025.10 芦屋市



①

そもそもなぜ、対話なのか

②

対話で実現したい福祉の話

③

みなさまとの対話

Why “Dialogue”

そもそもなぜ、対話なのか

1





芦屋だからこそ、対話で創る 世界で一番住み続けたい街

市民と市役所は
対立ではなく、
共創する関係です

Our Vision

対話で実現したい福祉の話

2



市長の使命とはなにか？

市長の使命は、
市民の可能性を拓くこと

「福祉」とは、

「ふ」だんの「く」らしの

「し」あわせをつくること

だからこそ、
あなたの力が必要です

ひとりー役活動推進事業

あなたのできる／したいを
発揮してください！
地域での支え合いと活動者
自身の社会参加を推進する
ボランティア活動です。

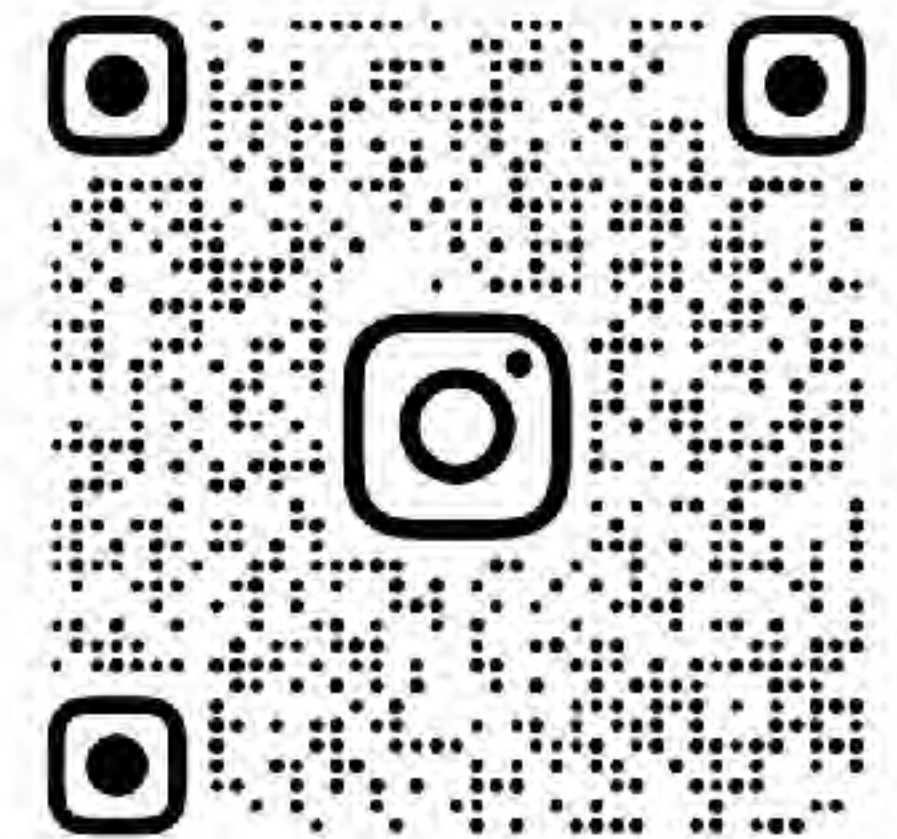
＊年間上限5,000円の交付金を受け取れます



芦屋市みんなにやさしいお店

障がいのある人が来店したときに
できる限りの配慮を心がけ、障がい
のある人の社会参加を応援する
お店、病院、事業所。誰もが
利用しやすいお店です。

*合理的配慮提供にかかる費用を一部助成します



ASHIYA_YASASHII



なんでも相談できる窓口あります

どんな内容でもOK。専門の
相談員がお話を伺います。

■福祉なんでも相談

📍 保健福祉センター1階

📅 月～金曜日

🕒 9:00-17:00



■高齢者生活支援センター

安心して
ご相談ください！

- 相談無料
- 秘密厳守

西山手高齢者生活支援センター
住所：芦屋市西山町 2-6
(芦屋山手サンモール商店街内)
連絡先：Tel. **25-7681** Fax.25-7687
剣谷・奥山・奥池町・奥池南町・山手町・
山芦屋町・東芦屋町・西山町・三條町・
月若町・西芦屋町・大原町・船戸町・
松ノ内町・業平町・上宮川町・三條南町・
前田町・清水町

東山手高齢者生活支援センター
住所：芦屋市朝日ヶ丘町 6-9
(ケアステーションあしや聖徳園内)
連絡先：Tel. **32-7552** Fax.22-0339
六麓荘町・岩園町・楠町・翠ヶ丘町・
親王塚町・朝日ヶ丘町・東山町

精道高齢者生活支援センター
住所：芦屋市吳川町 14-9
(保健福祉センター内)
連絡先：Tel. **34-6711** Fax.31-0674
茶屋之町・大樹町・公光町・川西町・
津知町・竹園町・精道町・浜芦屋町・
伊勢町・松浜町・平田北町・平田町・
打出小槌町・宮塚町・若宮町・宮川町・
浜町・西蔵町・吳川町

潮見高齢者生活支援センター
住所：芦屋市潮見町 31-1
(あしや喜楽苑内)
連絡先：Tel. **34-4165** Fax.31-3714
若葉町・緑町・潮見町・陽光町・海洋町・
南浜町・涼風町

打出浜高齢者生活支援センター
住所：芦屋市高浜町 6-1
(グルメシティ芦屋浜店 1階)
連絡先：Tel. **34-5001** Fax.34-5002
春日町・打出町・南宮町・大東町・
高浜町・新浜町・浜風町

市役所

Dialogue

みなさまとの対話

3



つくりたいのは、
要望の場ではなく
対話の場

お願いしたいこと

- 話は短めに！（話しすぎに注意しましょう）
- 違ってて当たり前！（否定より提案を）
- みんなで学び合う！（知らなくて当たり前）
- 話をつなげる！（対話を楽しみましょう）

参考資料

ひとり役活動はじめてみたい！

事務局（芦屋市社会福祉協議会）で随時ひとり役ワーカーの登録を受け付けています。

■対象 市内在住・在勤・在学・市内で活動する18歳以上の方

※登録時に「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」（ボランティア保険・年間500円）への加入が必要です。

※転換交付金を受け取れるのは、市内在住18歳以上の方のみ

■登録方法（年度ごとに更新）

①ひとり役活動についての説明を受ける②登録申込書を記入し事務局へ提出③ひとり役ワーカー活動手帳を受け取る

■活動例【市内の高齢者・障がいのある人の施設・学校園などでの活動】

＊レクリエーション指導、補助 ＊話し相手、傾聴 ＊催事に関する手伝い

【高齢者の居宅での活動】＊簡単なおみ出し ＊話し相手 ＊囲碁、将棋等の相手

ひとり役活動の流れ



ひとり役活動してもらいたい！

施設・事業所の方

■対象 市内の高齢者施設や福祉的な施設・事業所（学校園など含む）

■申し込み 下記へお問い合わせの上、「芦屋市ひとり役活動指定申請書」を提出してください。

居宅で活動を希望される方

■申し込み 下記へ相談後、職員が依頼者宅を訪問し、希望する活動内容や日程等の相談、活動までの流れの説明をします。なお、担当の高齢者生活支援センターまたはケアマネジャーがいる場合は、あらかじめ申し込みについてご相談ください。



事務局・問い合わせ

芦屋市社会福祉協議会 ☎32-7525/FAX32-7538/

✉hitori@ashiya-shakyo.com（〒659-0051 呉川町14-9）

保健福祉センター2階 ボランティア活動センター

〈受付時間〉土・日・祝日を除く平日 午前9時～午後5時30分

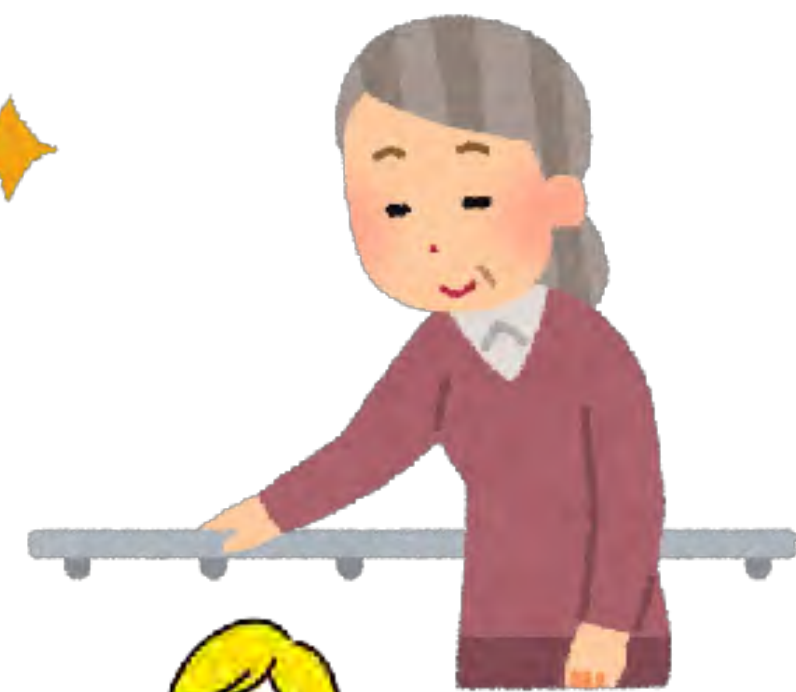
「合理的配慮提供支援助成事業」 障がいを理由とする差別の解消推進のために実施しています

R6.4～事業者の障がいのある人への「合理的配慮」の提供が義務に…！

バリアフリースイレ 手すりの設置
への改修（工事）



手すりの設置
（工事）



スロープ設置
（工事・物品）



必要な物品の
購入



・社内研修の実施
・手話通訳等の利用



など

お客様のために対応したい！ でも、費用が・・・

そんなときにお使いいただける助成金です。
事前の申請で、1／2の金額を助成します！（※上限あり）
くわしくは、障がい福祉課にご相談ください。





何があったのかな？

かくれんぼをしていると、夕方5時のチャイムが鳴りました。
でも、聞こえないお友だちにはチャイムが聞こえません。

①

もう5時だって帰ろう！

あれ？どうして、みんな帰っちゃうの？

②

どうしたの？

かくれんぼしてたのに、なんでみんな帰っちゃうの？

③

5時になったからかくれんぼはおわりだよ

Point 1 こんなときどうする？

聞こえない人は、チャイムや放送が鳴ってもわからず、まわりの動きを見て不安になることがあります。

- ・遊ぶ前に「5時になったら帰ろう」などと約束しておく
- ・チャイムや放送が鳴ったらつたえる
- ・地しんなどの危険（きけん）を知らせる放送は、特に急いでつたえる

5時になったからかくれんぼはおわりだよ

ありがとう！

動画

手話で話そう！

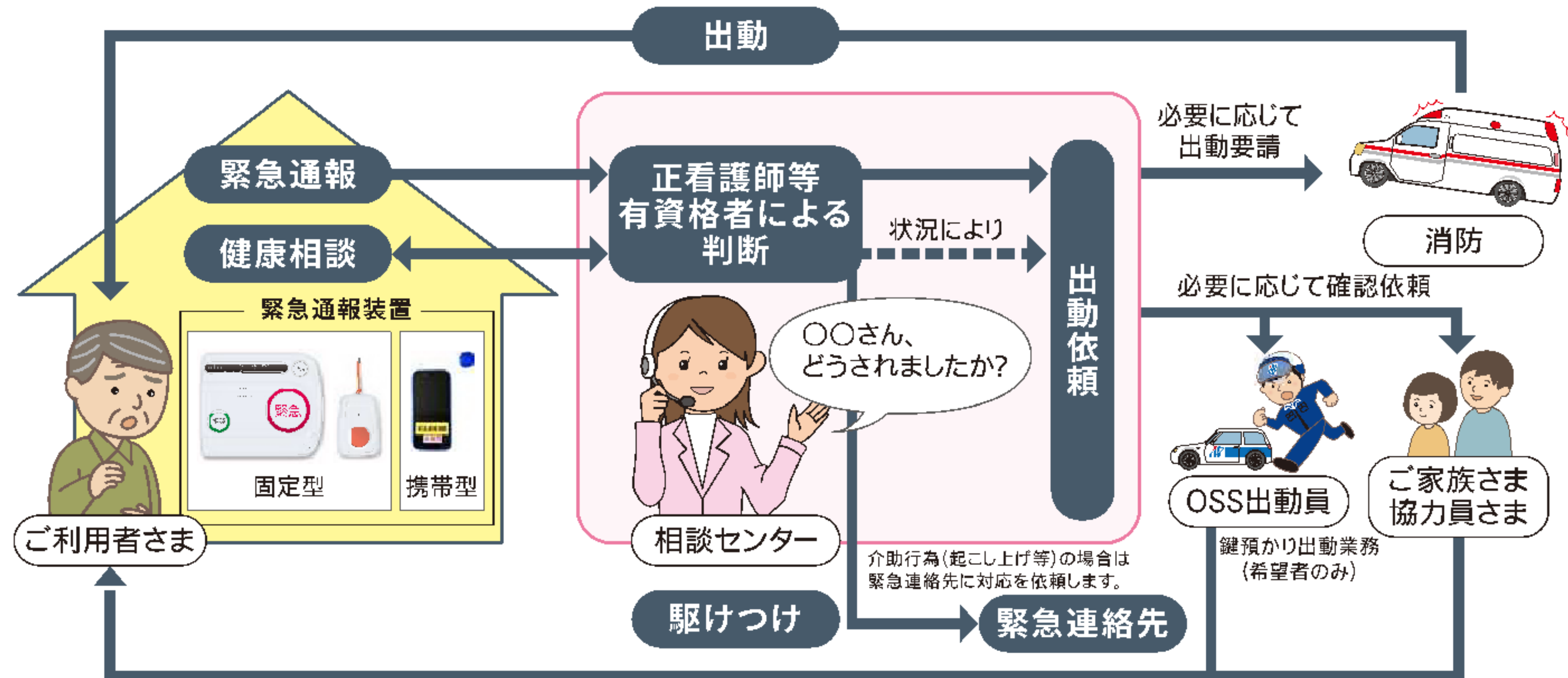
こんなときに使える手話を動画でみてみよう！

芦屋市

詳細は芦屋市
ホームページ
に掲載中！



緊急通報システムの流れ



- 対象：
- (1) おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯
 - (2) おおむね65歳以上の高齢者と障がい者手帳をお持ちの人で構成される世帯
 - (3) 身体障害者手帳1級または2級をお持ちの単身世帯

月額利用料 550円 近隣に協力員が3名いる場合は無料

認知症高齢者個人賠償責任保険

安心して外出するため、万が一の支援です

補償金額：上限 3 億円

保険料：0 円

事故時は、コールセンターが24時間対応

見守り・SOSネットワークの登録が必要

見守り・SOSネットワーク事業

行方不明時の早期発見につなげます

- ①**本人の特徴や連絡先を事前登録**します
- ②行方不明時は、ネットワーク**協力員にメール配信し、一緒に探してもらいます**
- ③**芦屋警察署とも連携**します